

総会

配布：一般

2015年10月13日

原文：英語

人権理事会

第30会期

議事日程議題4

2015年10月1日に人権理事会により採択された決議

30/10. シリア・アラブ共和国における深刻且つ悪化している人権および人道状況

人権理事会は、

国際連合憲章に基づき、

シリア・アラブ共和国に関する全ての従前の人権理事会諸決議を再確認し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全に対するその強い公約をまた再確認し、

シリア当局が、シリア住民を保護するその責任を果たすことを要求し、

人権状況の深刻な悪化および国際人道法に違反して、文民そのものを無差別にまたは故意に標的とすること、並びに宗派間の緊張を扇動する暴力行為を非難し、

シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会の調査結果および2014年1月の「シーザー」報告書によって示された証拠に基づく拷問と処刑の申立にその最も深い懸念を表明し、

2011年3月以降、シリア当局が、政策の問題として一般住民に対する広範な攻撃を実施してきたという調査委員会の意見に留意し、

調査委員会とのシリア当局による協力が無いことを憂慮し、

国際的な努力にもかかわらず、シリア危機に対する政治的解決がまだ見出されていないことにその深い憂慮を表明し、

シリア担当事務総長特使の外交的努力に対する十分な支持を表明し、

政治的解決に関する迅速な進展が、女性を含むシリア社会のあらゆる階層による十分な参加を含むべきであり、そしてシリア・アラブ共和国における状況を平和的に解決する唯一の持続可能な方法を示していることを強調し、

人権の侵害と違反並びに国際人道法違反を、深刻な危険にもかかわらず、文書に記録するためにシリア・アラブ共和国で活動している人権擁護者による現行の取組を認め、

1. シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会の活動を歓迎し、そして調査委員会の活動の重要性と将来の説明責任努力を支援してそれが集めた情報、とりわけ国際法に違反したと主張しているものに関する情報に留意する。

2. シリア・アラブ共和国全土の直ぐの、完全なそして拘束を受けないアクセスを認めることにより、シリア当局が、人権理事会および調査委員会と十分に協力することを要求する。

3. シリア当局および外国人テロ戦闘員並びにシリア当局のために闘っている外国組織のもの、とりわけヒズブッラーを含む協力関係にある民兵による人権の継続した組織的な、広範なそして甚だしい違反と侵害並びに国際人道法のあらゆる違反を強く非難し、またその関与が、同地域に関する重大な悪影響を有する、人権および人道状況を含むシリア・アラブ共和国における悪化している状況をさらに悪化させていることに深い懸念を表明する。

4. いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国（ダーシュ）、アル・ヌスラ戦線並びにその他の過激主義者集団により文民に対して犯されたテロ行為や暴力、および彼らの継続した甚だしい、組織的なまた広範な人権侵害や国際人道法違反を強く非難し、そしていわゆるイラクおよびレバントのイスラム国（ダーシュ）の行動を含む、テロリズムはいかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを再確認する。

5. いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国（ダーシュ）による女性と子どもの権利の甚だしい且つ組織的な侵害、とりわけ女性と女兒を奴隷にすることと性的虐待、並びに子どもの強制勧誘および拉致を最も強い文言で非難する。

6. 女性と子ども、並びに障がい者に対するものを含む、国際人権法のあらゆる違反と侵害および国際人道法のあらゆる違反を非難し、そして紛争の全ての当事者に対し、一般住民に影響する攻撃を含む、無差別攻撃をしないこと、医療施設と学校を非武装化すること、国際人道法の下での自らの義務を遵守することそして国際人権法を尊重することを促す。

7. そのような行為が、国際人権法の違反または国際人道法の違反を構成することに留意しつつ、調査委員会の報告書において言及されたものを含む、拘禁センターにおける性的暴力並びに拷問の使用を強く非難し、被害者およびその家族に対する拷問からの永久的損傷を認識し、そして適切な国際監視機関が、全ての被拘束者への直ぐのアクセスを許されることを求めまたシリア当局に対し、全ての拘禁施設の一覧表を発行することを求める。

8. シリア当局およびその他の紛争当事者によるあらゆる恣意的拘禁をまた強く非難し、そして女性、子ども、人権擁護者、人道援助提供者、メディアの要員およびジャーナリストを含む、恣意的に拘禁されたあらゆる人々の直ぐの解放を要求する。

9. シリア・アラブ共和国における兵器としての、塩素のようなあらゆる有毒化学物質のいかなる使用も最も強い文言でのその非難をくり返し表明し、そしてシリア・アラブ共和国は、化学兵器を使用し、開発し、生産し、別の方法で取得し、貯蔵しまたは維持し、若しくは他の国家または国家以外の関係者に対し化学兵器を、直接あるいは間接に譲渡しないものとするという安全保障理

事会の決定¹を想起する。

10. その中で安保理が、シリア・アラブ共和国で兵器としての有毒化学物質の使用に関与したものを特定する化学兵器禁止機関と国際連合の合同調査メカニズムを設立した 2015 年 8 月 7 日の安全保障理事会決議 2235 (2015) の全会一致の採択を歓迎し、そして責任を有する者の責任を問う必要性を強調する。

11. 弾頭ミサイルと樽爆弾のあらゆる無差別使用を含む、重火器、クラスター弾および空爆のシリア当局の使用および医療施設に対する攻撃を非難し、そしてシリア住民に対する戦闘の方法としての文民の飢餓をまた非難する。

12. 増えている大虐殺の数およびシリア・アラブ共和国で起きている、戦争犯罪を構成する可能性のあるものを含む、その他の複数の死傷者の事件、とりわけ女性と子どもを含む、少なくとも 111 名の文民が殺された、2015 年 8 月 16 日のにぎやかな市場を襲ったシリア体制派によるドウマにおける法外な攻撃を最も強い文言で非難し、そして調査委員会に対し、そのようなあらゆる行為の調査を継続することを要請する。

13. ドウマにおける攻撃のどんな期間中も含む、文民の違法な殺害に対して責任を有する者の説明責任を促進する必要性を強調し、そしてまた国際人道法と国際人権法の全ての違反に責任を有する者の責任を問うことの重要性を強調する。

14. 宗教的または種族的帰属に基づく全ての人々に対する暴力を強く非難し、そして全ての当事者に対し、国際法を十分に尊重することを求める。

15. 全ての当事者が、種族的、宗教的および宗派の共同体の構成員を含む、文民を保護するためあらゆる適切な措置を講じることを要求し、そして、これに関連して、シリア住民を保護する主要な責任は、シリア当局にあることを強調する。

16. シリア・アラブ共和国の文化的遺産の損害および破壊、並びに 2015 年 2 月 12 日の安保

¹ 安全保障理事会決議 2235 (2015) を参照。

理決議 2199（2015）において安全保障理事会により示されたように、その文化的財産の組織的な略奪および取引を強く非難する。

17. シリア・アラブ共和国における住民の報告された強制移送および同国の人口統計学に関する憂慮すべき影響を非難し、そして関係する全ての当事者に対し、人道に対する罪に相当する可能性のあるあらゆる活動を含む、これらの行動に関連したあらゆる活動を直ちに止めることを求める。

18. 国際社会に対し、2000年10月31日の1325（2000）および2013年10月18日の2122（2013）の安保理諸決議において安全保障理事会により想定されたように、シリア・アラブ共和国に対する政治的解決を見つけ出すことを目的としたあらゆる取組における女性の指導力と完全な参加を支援することを求める。

19. 国際刑事裁判所は、国家が調査または起訴を純粹に実行したがないか若しくはできない場合、そのような犯罪に対する刑事責任の免除を終わらせるのを助けるために設立されたことを想起する。

20. 国際人道法違反または国際人権法の違反や侵害に対して責任を有する全ての者は、適切な、公正且つ独立した国内のまたは国際的な刑事司法制度を通して責任を問われることを確保する必要性を強調し、そして国際刑事裁判所がこれに関連して果たすことができる重要な役割に留意しつつ、この目標に向けた現実的な措置を追求する必要性を強調する。

21. 包括的且つ信頼に足る対話の文脈において、シリア国民が、正義、和解、真理および国際法の甚だしい違反と侵害に対する説明責任を達成するための適切な過程および制度、並びに被害者に対する賠償と効果的な救済を決定すべきであることを再確認する。

22. ジェンダー、宗教および民族性に関わらず、全ての国民が平等である、市民の、民主的なそして多民族国家に対する、シリア国民の合法的憧れを満たすシリア危機に対する政治的解決を見出すための国際的努力に対するその公約をまた再確認する。

23. シリア・アラブ共和国における暴力を逃がっている難民および国内避難民の増えている数に

深い懸念を表明し、シリア難民を受け入れる近隣諸国の取組を歓迎し、そしてそのような諸国における大規模な難民人口の存在の社会経済的結果を認める。

24. シリア・アラブ共和国における悪化している人道状況を憂慮し、そして国際社会に対し、責任分担の原則を強調する一方で、シリア難民の増えている人道的必要性に対応することを受入諸国に可能にするため、緊急の財政支援を提供することを促す。

25. クウェート市で開催された、第三回シリア国際人道支援拠出誓約会議の成果を歓迎し、ドナー国に対しその謝意を表明し、そして国際社会の全ての構成員に対し、シリア人道アピールに迅速に対応することと以前の全ての誓約を果たすことを求める。

26. 2014年2月22日の2139(2014)、2014年7月14日の2165(2014)、および2014年12月17日の2191(2014)の安全保障理事会諸決議に従った、国際連合および人道関係者の、包囲された地区へを含む、十分な、直ぐのそして安全なアクセスを、シリア当局が助長し、そしてその他の全ての紛争当事者が邪魔しない、ことを要求し、そして加盟国に対し、国際連合アピールに十分に資金提供することを求める。

27. シリア難民を支援しまた受け入れる措置や政策を導入してきた同地域以外の諸国に留意し、そして同諸国に対し、より多くすることを奨励しまた同地域以外のその他の国家に対し、保護と人道援助をシリア難民に与えることをまた目的として、同様の措置や政策を実施することを考慮することを奨励する。

28. シリア・アラブ共和国における紛争に対する政治的解決だけがあり得ることを再確認し、そして紛争の当事者に対し、ジュネーブ・コミュニケに基づく、正真正銘の政治的移行に達するため、治安および人道的状況の継続している悪化の一因となる可能性のある行動を控えることを促す。

29. あらゆる暴力、人権違反および侵害並びに国際人道法違反に終わりをもたらし、そして政府機関の継続性を確保する一方で、相互の同意を基礎として組織されるものとする、十分な行政権限をもった包括的な暫定統治機関の設立を通したものを含む、シリア国民の合法的憧れを満たした自らの将来を独立してまた民主的に決定することを彼らに可能にする政治的移行に至るシ

リア人主導の政治過程を始めることを目的とした、ジュネーブ・コミュニケの包括的实施に向けて緊急に活動することを要求する。

30. 調査委員会の全ての報告書および口頭の最新情報を、国際連合の全ての関連する機関に伝えることを決定し、同委員会が、総会の第 70 会期中に要点を話すことを勧告し、総会が適切な行動のために安全保障理事会に報告書を提出することをまた勧告し、安全保障理事会の理事国に対するその概況説明に対して同委員会に謝意を表明し、そして将来の概況説明の継続を勧告する。

31. この問題に引き続き取り組むこともまた決定する。

第 41 回会合

2015 年 10 月 1 日

[29 対 6、棄権 12 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルバニア、アルゼンチン、ボツワナ、ブラジル、コートジボワール、エルサルバドル、エストニア、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、アイルランド、日本、ラトビア、モルディブ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、パラグアイ、ポルトガル、カタール、大韓民国、サウジアラビア、シエラレオネ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、アラブ首長国連邦、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国

反対：

アルジェリア、ボリビア（多民族国家）、中国、キューバ、ロシア連邦、ベネズエラ（ボリバル共和国）

棄権：

バングラデッシュ、コンゴ、エチオピア、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニヤ、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、南アフリカ、ベトナム]